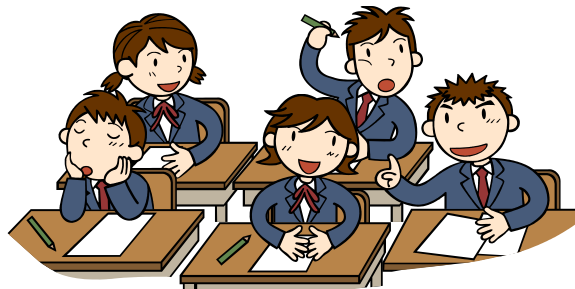
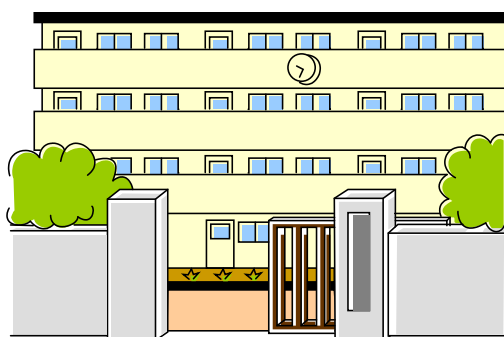


危機管理マニュアル

2026

～いざという時のために～



岩手県立大東高等学校

目 次

I	学校生活の基本	
1	日常の健康観察と欠席・遅刻の確認	2
2	遅刻・早退について	2
3	戸締まりと下校指導について	2
II	学校事故発生時の緊急体制	
1	救急体制	3
2	緊急時の判断基準	4
3	医療機関へ搬送するまでの処置	5
4	救急車要請の場合	5
5	緊急時の連絡先	6
III	学校において予防すべき感染症に係る対応	
1	感染症の法的根拠	7
2	感染症における出席停止の手続き	8
3	熱中症について	8
IV	災害に係る対応	
1	地震発生時の対応	9
	授業中の場合	9
	部活動中の場合	10
	体育館における集会中の場合	11
	入学式、卒業式の場合	13
2	火災発生時の対応	14
3	自然災害発生時の対応	15
4	管理職不在時の対応に	16
V	高校入試における災害のための危機対応マニュアル	
1	検査前の注意	17
2	検査中の地震対応	17
3	検査中の火災発生対応	18
VI	不審者対応	
1	不審者侵入の予防	19
2	不審者侵入の場合	19
3	危機終息後の対応	19
VII	弾道ミサイル発射対応について	
1	避難行動	20
2	情報伝達、緊急メール	20
VIII	クマ出没への対応	21
IX	校外活動（修学旅行等）における危機管理マニュアル	22

I 学校生活の基本

1 日常の健康観察と欠席・遅刻の確認

- (1) 始業前に家庭から「欠席・遅刻」があった場合は、担任（副担任）に伝える。
- (2) 担任（副担任）は、SHRにおいて、生徒の出欠確認と健康観察をする。
- (3) 家庭からの連絡がなくSHRにいない生徒については、1校時の始まりまでに担任（副担任）が家庭に連絡をして確認する。
 - ア 家を出たが、学校に来ていない場合の対応
 - (ア) 担任は、学年長及び副校長に報告する。
 - (イ) 担任は、保護者と連絡を取り、家を出た時間、出た時の状況を聞く。
 - (ウ) 関係職員で、学校近辺を探す。
 - (エ) 見つかった場合は、保護者と連絡をとり、報告をする。
 - (オ) 見つからない場合は、その後の対応について検討する。
(管理職、生徒指導課長、保健厚生課長、学年長、担任等)

2 遅刻・早退について

(1) 遅刻

- ア 遅刻した生徒は、教室に入る前に職員室で、遅刻カードに記入する。
- イ 担任（副担任、所属学年の職員）は、事情を聞き押印する。
- ウ 生徒は、カードを教科担任に提出し、授業を受ける。
- エ 教科担任は、カードを受領し、授業終了後担任に渡す。

(2) 早退

- ア 体調不良等により早退する場合は、養護教諭と連絡をとり、その旨を担任又は養護教諭から保護者に連絡する。
- イ 帰宅方法については、保護者と相談して決める。
- ウ 一人で帰す場合は、生徒に家に着いたことを学校に連絡させる。
- エ 保護者と連絡が取れない場合は、早退させない。

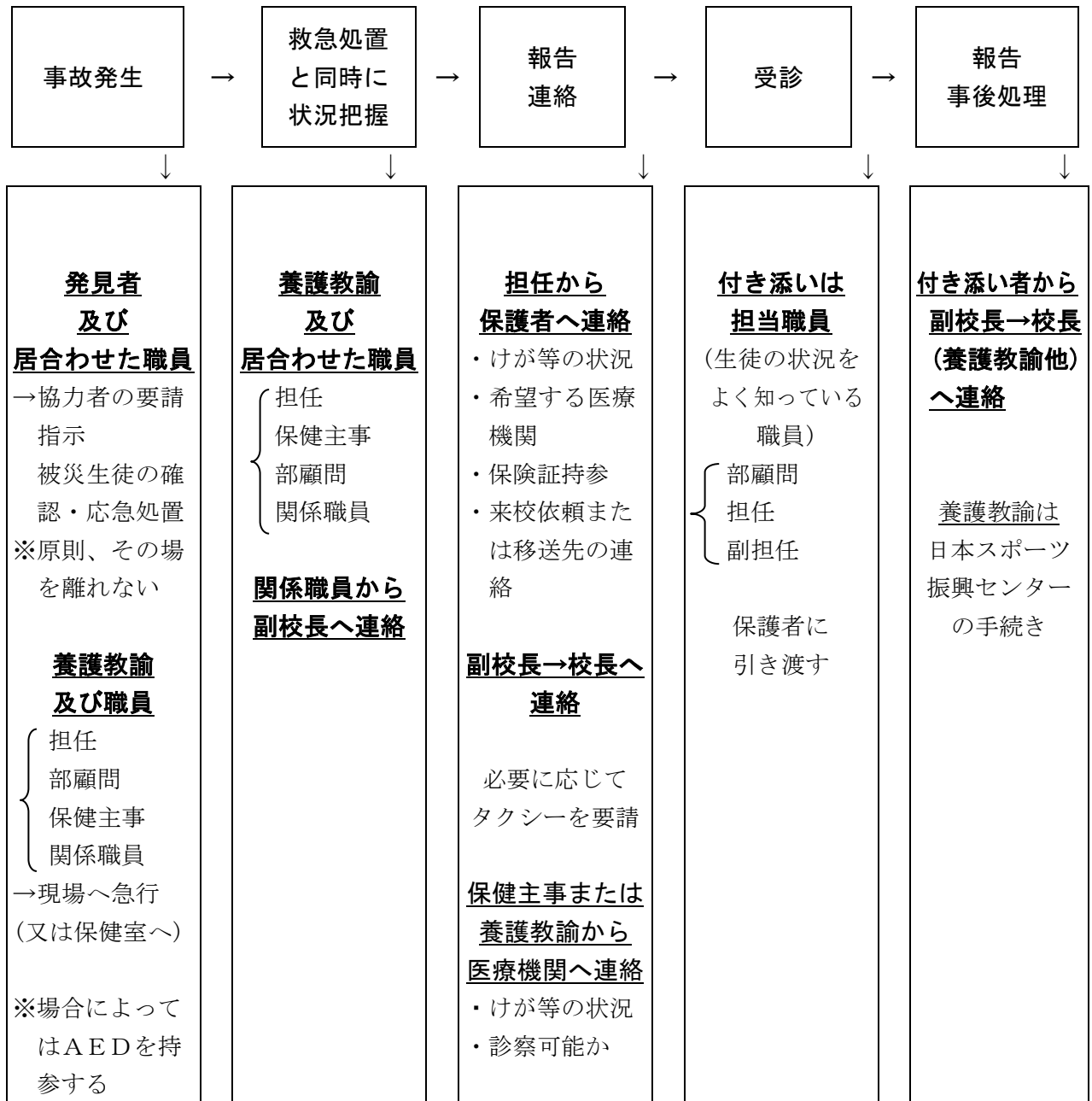
3 戸締まりと下校指導について

- (1) 担任（副担任）は、清掃終了後、各教室の窓等の戸締まりを行う。
- (2) 特別教室は、管理責任者または使用者が施錠する。
- (3) 部顧問は、体育館等使用した場所の施錠をして部当番に報告する。

II 学校事故発生時の緊急体制

1 救急体制

(1) 連絡体制



ア 土日の部活動・課外活動等で事故が発生した場合も居合わせた職員で同様の対応をする。

イ 保護者によって医療機関へ受診した場合にも、生徒の検査結果、治療状況の確認のため、担当職員の付き添い又は保護者への電話確認を行う。

(2) 留意点

ア 事故が発生したときは「誰が・どこで・どうしたか」を保健室に連絡すること。

イ 被災生徒を一人にしておかないこと（容態把握のため）。

ウ 現場あるいは保健室での応急処置と並行して、関係職員は副校長に連絡する。

エ 医療機関に移送する場合は、保護者に事故状況を説明し、受診病院を相談のうえ決定する。

指定病院がない時は最寄りの医療機関に移送することについて了承を得るとともに、保険証

を持参して病院に向かうようお願いする。

- オ 医療機関に移送する場合は医療機関に連絡してから移送する。
- カ 付き添いを要する場合は現場にいた担当教員が望ましい（事故発生報告が診断・治療の指針となる）やむを得ないときは、担任、副担任等が付き添う。
- キ 医療機関に移送する際は原則としてタクシーを利用すること。
- ク 医療機関から自宅までは原則として保護者に責任を持ってもらう。
- ケ 医療機関での診断結果がわかったら、付添いの職員が学校に連絡する。
- コ 原因等の事情調査・事後処理は、担当職員・担任・保健厚生課が中心となり行う。
- サ 教育関係・その他の機関との連絡は校長または副校長が行う。
- シ 救急時に必要な物品について
 - (ア) 健康調査票（保護者連絡先・保健調査等） . . . 保健室に保管
 - (イ) 医療機関の連絡先 . . . 職員室・事務室・保健室に掲示
 - (ウ) 担架等 . . . 保健室・第1、第2体育館・2～4階講義室に配置
 - (エ) 現金等 . . . 電話連絡用、タクシー代等に使用
 - (オ) AED . . . 保健室前、第1体育館と格技場の渡り廊下
 - (カ) 応急手当物品 . . .
 - a 第1体育館 後方の体育用具倉庫内
 - (使い捨て手袋、ビニール袋、タオル等) b 第2体育館 奥正面
 - c 格技場 入り口入って右手
- ス 職員室の救急箱は、養護教諭の机上に保管。

2 緊急時の判断基準

(1) 学校より医療機関への受診

- ア 縫合が必要と思われるもの
- イ レントゲン検査の必要な外傷（骨折等の疑いなど）
- ウ 眼、顔、頭、鼻の外傷
- エ その他が疑わしい症状

(2) 救急車要請

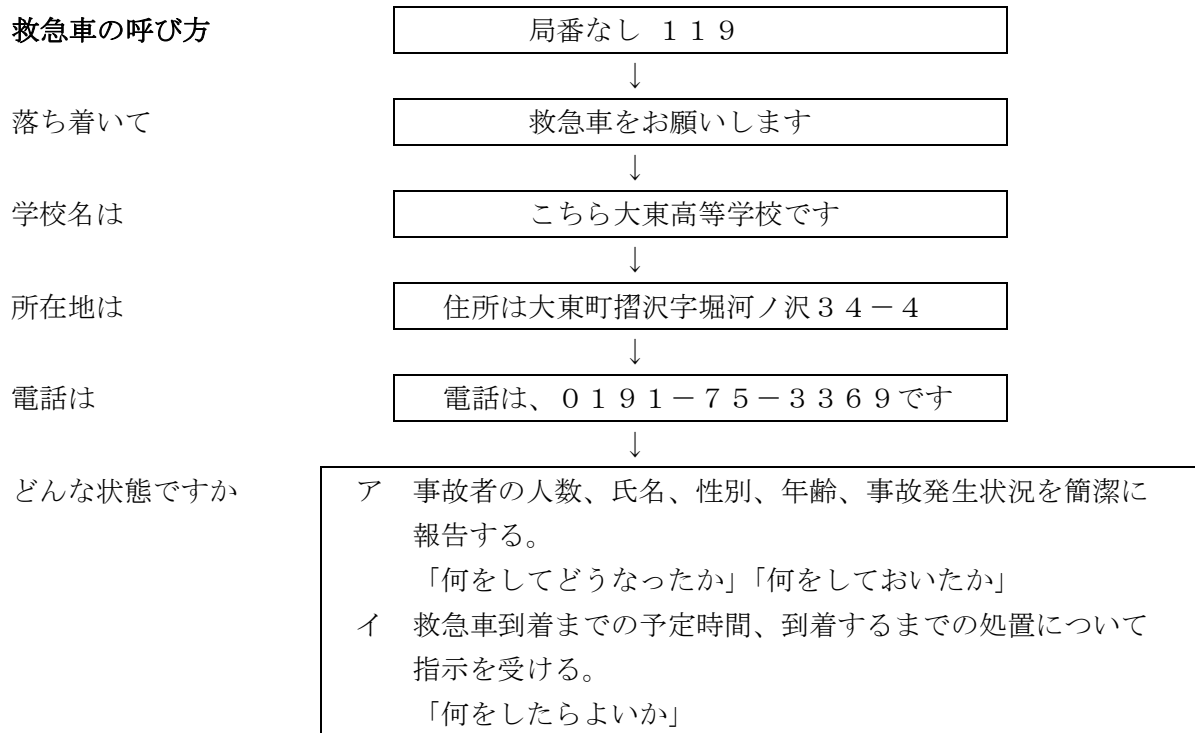
- ア 意識喪失の持続するもの
- イ 呼吸困難
- ウ ショック症状の持続するもの（大腿骨、頭部、頸部の骨折等）
- エ 骨の変形を起こしたもの
- オ 心臓病
- カ 多量の出血を伴うもの
- キ 大きな開放創をもつもの
- ク けいれんの持続するもの
- ケ 激痛の持続するもの
- コ 広範囲の火傷を受けたもの

3 医療機関へ搬送するまでの処置

- (1) 救急処置（ただちに処置をとらないと生命の危険に陥る傷病者に対する処置）
気道確保、呼吸の維持、心拍の維持、出血の阻止、ショックの防止等
- (2) 一時的に危険脱出处置（二次障害や重症化の恐れのある傷病者に対する処置）
意識障害、けいれん、呼吸困難に対する処置
- (3) 保護者又は医療機関へ受診するまでの処置
骨折又は捻挫部位の固定包帯、熱傷、捻挫等外傷部に対する冷却罨法等の処置、
消毒・保温・安静、その他苦痛、不安の軽減処置、搬送等

4 救急車要請の場合

(1) 救急車の呼び方



(2) 注意事項

- ア 電話をかけるのは、処置者又は状態を知っている者（状態・原因を尋ねられるため）
- イ 配慮事項
原因が生徒同士の時（警察が関与する場合あり）
(ア) 「警察にはこちらから後で連絡を取ります」等
(イ) 「サイレンは生徒が動揺すると困るので、少し早めに止めるようお願いします」と依頼。
- ウ 救急車来校時の受け入れ態勢
(ア) 玄関前に職員が1名立つ（誘導）
(イ) 持参するもの …… 健康調査票、現金（タクシー代等）、携帯電話
(ウ) 一般生徒は教室に入れておく。
(エ) 状況によっては、生徒指導課長が放送する。
(オ) 学年会及び全職員で生徒を把握する。
- エ 外部（教育委員会・報道関係）との連絡
(ア) 窓口を一本化し、校長・副校長だけの対応とする。

5 緊急時の連絡先

医療関係機関等	電話番号	医療関係機関等	電話番号
学校歯科医 えんどう歯科 クリニック	48-4148	県立千厩病院	53-2101
一関北消防署(浜民)	71-0119	県立大東病院	75-2121
摺沢交番	75-2133	県立磐井病院	23-3452
摺沢タクシー	75-2114	千厩警察署	51-0110
大原タクシー	72-2225	大原駐在所	72-2233

Ⅲ 学校において予防すべき感染症等に係る対応

1 感染症の法的根拠

(1) 学校保健安全法 第19条（出席停止）

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

(2) 学校保健安全法施行規則 第18条（感染症の種類）
第19条（出席停止の期間の基準）

(3) 厚生労働省健康局結核感染症課による感染症の範囲及び類型
感染症法の対象となる感染症（別表）

	感染症の疾病名等	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白随炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウィルス属SARSコロナウィルスである者に限る）及び鳥インフルエンザ（H5N1）を除く	治癒するまで *左記以外に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は第一種の感染症とみなす。
第二種	インフルエンザ → 鳥インフルエンザ（H5N1）を除く 新型コロナウイルス感染症 百日咳 → 麻疹（はしか） → 流行性耳下腺炎 → 風疹 → 水痘 → 咽頭結膜熱 → 結核および髄膜炎菌性髄膜炎 →	→発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで →発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで →特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が完了するまで →解熱した後3日を経過するまで →耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで →発疹が消失するまで →すべての発疹が痂皮化するまで →主要症状が消退した後2日を経過するまで →病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

その他	新型コロナウイルスによる感染症	保健所の指示による
-----	-----------------	-----------

2 感染症における出席停止の手続き

- (1) 保護者及び本人から報告があった場合、連絡を受けた者が電話連絡受付簿（出席停止届）を記入し、担任及び養護教諭・保健主事、教務主任、副校長で回覧する。
- (2) 担任は、本人及び保護者に対し「出席停止期間の基準に基づく期間、または医師の指示する期間家庭で休養すること、その間は出席停止になる」旨を説明する。
- (3) 校長は、感染症に関して出席停止の指示をしたときは、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。

3 熱中症について

- (1) 教職員への啓発：生徒等の熱中症予防について、全教職員で共通理解を図るため研修等を実施する。
- (2) 生徒自ら熱中症の危険を予測し、安全確保の行動が出来るように指導する。
- (3) 気兼ねなく体調不良を言い出せる、相互に体調を気づかえる環境を醸成する。
- (4) 暑さに応じた運動や各種行事の指針を設定する。
- (5) 暑さ情報（気温・湿度計、天気予報、開催地の暑さ指数（WBGT）、熱中症計会アラート情報等）を誰もが見やすい場所に設置し、暑さ情報を含め学校全体で共有する。
- (6) 設定した指針に基づき、運動や各種行事の内容変更や中止・延期を日々、誰が、どのタイミングで判断し、判断をどう伝達するか、体制を整備する。
- (7) 熱中症警戒アラートの意味及び熱中症警戒アラート発表時の対応を保護者とも共有する。

WBGT (°C)	湿球温度 (°C)	乾球温度 (°C)	熱中症予防運動指針	
31以上	27以上	35以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。特に子供の場合は中止すべき。
28～31	24～27	31～35	嚴重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人*は運動を軽減または中止。
25～28	21～24	28～31	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので積極的に休憩をとり、適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきぐらいに休憩をとる。
21～25	18～21	24～28	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21未満	18未満	24未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

1) 環境条件の評価にはWBGT(暑さ指数とも呼ばれる)の使用が望ましい。
2) 乾球温度(気温)を用いるときは、湿度に注意する。湿度が高いときは1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。
3) 熱中症の発症のリスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。
*暑さに弱い人： 体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

IV 災害に係る対応

1 地震発生時の対応

授業中の場合

(1) 校長（防災本部長）の対応

- ア 地震終了後、避難経路の状況、生徒および教職員の状況把握に努める。
- イ 副校長へ避難経路の安全状況確認を指示する。
- ウ 校長は、避難場所と避難経路を確定し、必要に応じて避難指示を行う。
- エ 負傷者のある場合は、救急車の要請をし、養護教諭等による救護班を組織し、応急処置等の対応を指示する。
- オ 防災本部を立ち上げる。
- カ テレビ、ラジオ等で情報収集を行い、状況把握に努める。

(2) 副校長（防災管理者）の対応

- ア 地震終了後、職員室内にいる先生へ校舎内の避難経路の安全状況確認を指示する。
- イ 校内放送にて授業中の教員および生徒へ指示をする。
例：『ただいまから、校内の安全確認を行います。生徒はその場で待機してください。授業中の先生方は付近の安全確認と生徒の安否を確認してください。』（2回繰り返す）
 - (ア) 確認場所 事務室→1階 3年→2階 2年→3階 1年→4階
 - (イ) 校舎内の安全確認と負傷者の有無の確認を行う。

(3) 授業担当者

- ア 教室入口の扉を全開にして、避難経路を確保する。
- イ 机・ロッカー等から離れ、机の下にもぐるように指示する。
- ウ 教室窓付近には近づかないよう指示する。
- エ 火気使用中の場合は、直ちに消火し、ガスの元栓を閉める。
- オ 生徒の動揺を抑え、負傷生徒の有無や程度を確認する。
- カ 教室およびその周辺の被害状況、棚やロッカー等の転倒、落下物の危険性を確認する。
- キ 生徒の不安を増大させないよう、原則としてその場を離れない。
- ク 避難経路の安全が確認後、放送等の指示により避難経路に従って安全に避難させる。

(4) 授業担当者以外の対応

- ア 廊下の窓を開ける。
- イ 各教室に急行し、生徒の状況を授業担当者から聞き取り、副校長へ報告する。
- ウ 避難経路や避難場所の安全性、校舎の被害状況を確認し、副校長へ連絡する。
- エ 避難に伴い、避難経路において、避難誘導と安全確保に努める。
- オ 非常扉が閉まっている場合は、開ける。

(5) 避難場所での対応

- ア 担任（副担任）は、名簿等により避難人員確認を行い、負傷者の有無および状況確認を速やかに行う。
- イ 負傷者のある場合は、救急車の要請をし、養護教諭等により応急処置等の対応を行う。
- ウ 不明者のある場合には、防災本部へ速やかに連絡する。
- エ 負傷者および不明者の保護者・家族等に連絡をする。

(6) 事後の対応

- ア 校長または副校長は、学校の状況を教育委員会へ報告し、必要であれば支援要請を行う。

- イ 施設設備の点検を行い、安全性を確認し、必要に応じて立ち入り禁止の措置をとる。
- ウ 校区の被害状況等を関係機関や地域内の情報から正確な把握に努める。
- エ 通学路の安全確認と交通機関の運行状況を確認する。
- オ 生徒を下校させる場合には、保護者または家族と連絡が取れるまで学校に待機させる。

部活動中の場合

(1) 校長（防災本部長）の対応

- ア 地震終了後、避難経路の状況、生徒および教職員の状況把握に努める。
- イ 副校長へ避難経路の安全状況確認を指示する。
- ウ 校長は、避難場所と避難経路を確定し、必要に応じて避難指示を行う。
- エ 負傷者のある場合は、救急車の要請をし、養護教諭等による救護班を組織し、応急処置等の対応を指示する。
- オ 防災本部を立ち上げる。
- カ テレビ、ラジオ等で情報収集を行い、状況把握に努める。

(2) 副校長（防災管理者）の対応

- ア 地震終了後、職員室内にいる先生へ校舎内の避難経路の安全状況確認を指示する。
- イ 校内放送にて部活動中の教員および生徒へ指示をする。

例：『ただいまから、校内の安全確認を行います。生徒はその場で待機してください。部活動中の先生方は付近の安全確認と生徒の安否を確認してください。』（2回繰り返す）

(ア) 確認場所 事務室→1階 3年→2階 2年→3階 1年→4階

(イ) 校舎内の安全確認と負傷者の有無の確認を行う。

(3) 部活動担当者

- ア 活動場所の入口の扉を全開にして、避難経路を確保する。
- イ 机・ロッカー等から離れ、机の下にもぐるように指示する。
- ウ 活動場所の窓付近には近づかないよう指示する。
- エ 火気使用中の場合は、直ちに消火し、ガスの元栓を閉める。
- オ 生徒の動揺を抑え、負傷生徒の有無や程度を確認する。
- カ 活動場所およびその周辺の被害状況、棚やロッカー等の転倒、落下物の危険性を確認する。
- キ 生徒の不安を増大させないよう、原則としてその場を離れない。
- ク 避難経路の安全が確認後、放送等の指示により避難経路に従って安全に避難させる。
- ケ 活動場所により、避難の必要性を感じた場合は、指示を待たずに安全な場所へ避難誘導する。
- コ 部活動担当者が活動場所以外の場所にいる場合は、直ちに活動場所へ行く。

(4) 部活動担当者以外の対応

- ア 廊下の窓を開ける。
- イ 各教室に急行し、生徒の状況を授業担当者から聞き取り、副校長へ報告する。
- ウ 避難経路や避難場所の安全性、校舎の被害状況を確認し、副校長へ連絡する。
- エ 避難に伴い、避難経路において、避難誘導と安全確保に努める。
- オ 非常扉が閉まっている場合は、開ける。

(5) 避難場所での対応

- ア 部活動担当者は、名簿等により避難人員確認を行い、負傷者の有無および状況確認を速やかに行う。

- イ 負傷者のある場合は、救急車の要請をし、養護教諭等により応急処置等の対応を行う。
- ウ 不明者のある場合には、防災本部へ速やかに連絡する。
- エ 負傷者および不明者の保護者・家族等に連絡をする。

(6) 事後の対応

- ア 校長または副校長は、学校の状況を教育委員会へ報告し、必要であれば支援要請を行う。
- イ 施設設備の点検を行い、安全性を確認し、必要に応じて立ち入り禁止の措置をとる。
- ウ 校区の被害状況等を関係機関や地域内の情報から正確な把握に努める。
- エ 通学路の安全確認と交通機関の運行状況を確認する。
- オ 生徒を下校させる場合には、保護者または家族と連絡が取れるまで学校に待機させる。

体育館における集会中の場合

(1) 校長（防災本部長）の対応

- ア 地震終了後、避難経路の状況、生徒および教職員の状況把握に努める。
- イ 副校長へ避難経路の安全状況確認を指示する。
- ウ 校長は、避難場所と避難経路を確定し、必要に応じて避難指示を行う。
- エ 負傷者のある場合は、救急車の要請をし、養護教諭等による救護班を組織し、応急処置等の対応を指示する。
- オ 防災本部を立ち上げる。
- カ テレビ、ラジオ等で情報収集を行い、状況把握に努める。
- キ 照明等に落下の危険がある場合は、速やかに避難指示を行う。

(2) 副校長（防災管理者）の対応

- ア 地震終了後、体育館内にいる先生へ避難経路の安全状況確認を指示する。
- イ 避難の必要のない場合は、放送にて集会参加中の教員および生徒へ指示をする。
例：『ただいま地震が発生しましたが、危険がないようなので集会を継続します。もし、避難が必要な場合は指示しますので、その際は冷静に行動するようにしてください。』
(2回繰り返す)
- ウ 避難が必要な場合は、放送にて集会参加中の教員および生徒へ指示をする。
例：『ただいま地震が発生しております。危険ですので、避難します。
1学年と2学年の生徒はグラウンドへ、3学年の生徒は駐車場へ避難してください。
先生方の誘導に従って、冷静に体育館の外へ避難してください。』
(2回繰り返す)

- エ 体育館および校舎内の安全確認と負傷者の有無の確認を行う。

(3) 教職員

- ア 体育館の入口の扉を全開にして、避難経路を確保する。
- イ 落下物の危険の有無を確認する。
- ウ 体育館の窓付近には近づかないよう指示する。
- エ 火気使用中の場合は、直ちに消火し、ガスの元栓を閉める。
- オ 生徒の動揺を抑え、負傷生徒の有無や程度を確認する。
- カ 生徒の不安を増大させないように、原則としてその場を離れない。
- キ 避難経路の安全が確認後、避難指示に従って安全に体育館の外へ避難させる。

ク 落下物の危険性がある場合には、指示を待たずに安全な場所へ避難誘導する。

(4) 避難場所での対応

ア 担任または副担任は、名簿等により避難人員確認を行い、負傷者の有無および状況確認を速やかに行う。

イ 負傷者のある場合は、救急車の要請をし、養護教諭等により応急処置等の対応を行う。

ウ 不明者のある場合には、防災本部へ速やかに連絡する。

エ 負傷者および不明者の保護者・家族等に連絡をする。

(5) 事後の対応

ア 校長または副校長は、学校の状況を教育委員会へ報告し、必要であれば支援要請を行う。

イ 施設設備の点検を行い、安全性を確認し、必要に応じて立ち入り禁止の措置をとる。

ウ 校区の被害状況等を関係機関や地域内の情報から正確な把握に努める。

エ 通学路の安全確認と交通機関の運行状況を確認する。

オ 生徒を下校させる場合には、保護者または家族と連絡が取れるまで学校に待機させる。

入学式、卒業式の場合

(1) 校長（防災本部長）の対応

- ア 地震終了後、避難経路の状況、生徒および教職員の状況把握に努める。
- イ 副校長へ避難経路の安全状況確認を指示する。
- ウ 校長は、避難場所と避難経路を確定し、必要に応じて避難指示を行う。
- エ 負傷者のある場合は、救急車の要請をし、養護教諭等による救護班を組織し、応急処置等の対応を指示する。
- オ 防災本部を立ち上げる。
- カ テレビ、ラジオ等で情報収集を行い、状況把握に努める。
- キ 照明等に落下の危険がある場合は、速やかに避難指示を行う。

(2) 副校長（防災管理者）の対応

- ア 地震終了後、体育館内にいる先生へ避難経路の安全状況確認を指示する。
- イ 避難の必要のない場合は、放送にて集会参加中の教員および生徒へ指示をする。
 - 例：『ただいま地震が発生しましたが、危険がないようなので式を継続します。もし、避難が必要な場合は指示しますので、その際は冷静に行動するようにしてください。』（2回繰り返す）
- ウ 避難が必要な場合は、放送にて集会参加中の教員および生徒へ指示をする。
 - 例：『ただいま地震が発生しております。危険ですので、避難します。
1学年と2学年の生徒はグラウンドへ、3学年の生徒は駐車場へ避難してください。
保護者の皆様は体育館後方出口より駐車場へ避難してください。
職員の誘導に従って、冷静に体育館の外へ避難してください。』
(2回繰り返す)
- エ 校舎内の安全確認と負傷者の有無の確認を行う。
- オ 式の前後における教室待機中に地震が発生した場合は、避難の必要の有無を放送で指示する。
- カ 式の前後に地震が発生し、避難が必要な場合は、職員を保護者控え室または生徒控え室へ急行させ、放送の指示で避難させるよう指示する。

(3) 式進行係

- ア 式開始前に、地震発生時の避難について放送で案内をする。
 - 例：『皆様にお問い合わせ申し上げます。
式の最中に地震が発生し、危険がある場合には避難の誘導をいたします。指示に従い、冷静に行動してください。』

(4) 教職員

- ア 体育館の入口の扉を全開にして、避難経路を確保する。
- イ 落下物の危険の有無を確認する。
- ウ 体育館の窓付近には近づかないよう指示する。
- エ 火気使用中の場合は、直ちに消火し、ガスの元栓を閉める。
- オ 生徒の動揺を抑え、負傷生徒の有無や程度を確認する。
- カ 生徒の不安を増大させないように、原則としてその場を離れない。
- キ 避難経路の安全が確認後、避難指示に従って安全に体育館の外へ避難させる。
- ク 落下物の危険性がある場合には、指示を待たずに安全な場所へ避難誘導する。
- ケ 式前後地震が発生し、避難が必要な場合は、指導している係生徒を速やかに安全な場所へ避難させる。

(5) 避難場所での対応

- ア 担任または副担任は、名簿等により避難人員確認を行い、負傷者の有無および状況確認を速やかに行う。
- イ 学年会所属の教員は、保護者を入学生または卒業生一緒になるように案内し、避難状況を確認する。
- ウ 負傷者のある場合は、救急車の要請をし、養護教諭等により応急処置等の対応を行う。
- エ 不明者のある場合には、防災本部へ速やかに連絡する。
- オ 負傷者および不明者の保護者・家族等に連絡をする。

(6) 事後の対応

- ア 校長または副校長は、学校の状況を教育委員会へ報告し、必要であれば支援要請を行う。
- イ 施設設備の点検を行い、安全性を確認し、必要に応じて立ち入り禁止の措置をとる。
- ウ 校区の被害状況等を関係機関や地域内の情報から正確な把握に努める。
- エ 通学路の安全確認と交通機関の運行状況を確認する。
- オ 生徒を下校させる場合には、保護者または家族と連絡が取れるまで学校に待機させる。

2 火災発生時の対応

(1) 火災発見者の対応

- ア 速やかに校長へ通報する。
- イ その後、副校長へ通報する。

(2) 校長（防災本部長）の対応

- ア 事務長へ消防署への通報指示を行う。
- イ 避難経路と避難場所を確定する。
- イ 副校長へ初期消火および生徒避難の指示を行う。
- ウ 防災本部を立ち上げる。
- エ 生徒および職員の避難状況（避難人数、負傷者の有無等）を把握する。
- オ 負傷者のある場合は、救急車の要請をし、養護教諭等による救護班を組織し、応急処置等の対応を指示する。

(3) 副校長の対応

- ア 火災発見者の通報および校長の指示により初期消火の指示を職員へ行う。
- イ 避難経路と避難場所を確定し、生徒避難の指示を職員へ行う。

- ウ 初期消火の状況確認を行う。
- エ 初期消化状況に応じて職員の避難指示を行う。
- オ 生徒および職員の避難状況（避難人数、負傷者の有無等）を把握する。

(4) 事務長の対応

- ア 校長からの通報を受け、消防署へ通報する。
- イ 放送により火災発生を知らせる。
- ウ 職員の避難指示を行う。

(5) 授業担当者の対応

- ア 教室の窓を閉めるよう指示をする。
- イ 火気使用中の場合は、直ちに消火し、ガスの元栓を閉める。
- ウ 生徒の動揺を抑え、負傷生徒の有無や程度を確認する。
- エ 放送等の指示により、避難経路に従って安全に避難させる。
- オ 避難にあたっては、ハンカチ等を口に当てさせ、「押さない、走らない、しゃべらない」等落ち着いて行動させる。

(6) 授業担当者以外の対応

- ア 廊下の窓を閉める。
- イ 避難に伴い、避難経路において、避難誘導と安全確保に努める。
- ウ 非常扉を閉める。

(7) 避難場所での対応

- ア 授業担当者は、名簿等により避難人員確認を行い、負傷者の有無および状況確認を速やかに行う。
- イ 負傷者のある場合は、救急車の要請をし、養護教諭等により応急処置等の対応を行う。
- ウ 不明者のある場合には、防災本部へ速やかに連絡する。
- エ 負傷者および不明者の保護者・家族等に連絡をする。

(8) 事後の対応

- ア 校長または副校長は、学校の状況を教育委員会へ報告し、必要であれば支援要請を行う。
- イ 施設設備の点検を行い、安全性を確認し、必要に応じて立ち入り禁止の措置をとる。
- ウ 校区の被害状況等を関係機関や地域内の情報から正確な把握に努める。
- エ 通学路の安全確認と交通機関の運行状況を確認する。
- オ 生徒を下校させる場合には、保護者または家族と連絡が取れるまで学校に待機させる。

3 自然災害発生時の対応

(1) 情報収集

- ア テレビ、ラジオ及びインターネット等で気象情報を収集する。
- イ 市の防災担当課等から災害発生箇所及び可能性のある箇所について情報収集をする。
 - 一 関市役所大東支所 7 2 - 2 1 1 1 一 関北消防署（渋民） 7 1 - 0 1 1 9
 - 一 関東消防署（千厩） 5 1 - 0 1 1 9
- ウ 必要に応じて近隣校と情報交換する。
- エ 公共交通機関の運行状況を確認する。
 - JR 一関駅 2 3 - 1 6 7 3
 - 大東バスセンター 7 2 - 2 9 2 9

(2) 警報等の発令時の対応

下記の警報等の発表に伴い臨時休校等とする場合は、生徒及び保護者にマチコミメールで連絡する。交通状況等のため登校できない場合は、保護者の判断により自宅待機となる場合がある。

- ア 特別警報（警戒レベル5相当）河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮
- イ 危険警報（警戒レベル4相当）河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮
- ウ 警報（警戒レベル3相当）河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮
- エ 震度5強以上の地震

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地の崩壊や土石流	高潮 海水面上昇や波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民がとるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難! >					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

(R8. 5. 29 発表)

(3) 下校・待機の判断

在校中に警報の発令や地震が発生した場合、以下の通りとする。

- ア 管理職は、授業の継続、下校、待機を判断し、教職員を招集して指示する。
- イ 事務室職員は、校舎内外の安全確認をする。
- ウ 自宅までの安全が確認できた生徒から帰宅させる。
- エ 大船渡線、バスの運行状況について、生徒に伝える。
- オ 交通手段がない生徒は、家庭と連絡をとり、迎えを依頼する。
- カ 危険が予想され、帰宅できない生徒のために、安全な待機場所を確保する。

(4) 雷への対応

雷による事故や被害を未然に防ぐため、生徒に適切に指示する。

- ア 活動前及び活動中に気象情報を確認し、雷注意報・警報の発令の情報を得る。
- イ 雷注意報・警報の発令時には屋外の活動は中断し、安全な屋内に避難する。
- ウ 活動前及び活動中に雷鳴や雷光を確認した場合は直ちに中断し、安全な屋内に避難する。近くに避難する場所がない場合は、姿勢をできるだけ低くするなど安全確保に努める。
- エ 活動再開は最後の雷鳴や雷光を確認してから、30分後をめぐとする。

(5) 事後の対応

- ア 管理職は、学校の状況を教育委員会に報告し、事後処理について指示を仰ぐと共に、必要があれば支援要請を行う。
- イ 事務長は校舎の破損等、教育委員会に報告する。

- (ア) 速やかに校長へ通報する。
- (イ) その後、副校長へ通報する。

4 管理職不在時の対応について

- (1) 校長が不在のとき、(校長と連絡を取りながら) 副校長が代理で防災本部長の役割を担い、総務主任が副校長の代理で防災管理者の役割を担う。
- (2) 副校長が不在のときは、総務主任が副校長の代理で防災管理者の役割を担う。
- (3) 校長、副校長がともに不在のときは、(校長と連絡を取りながら) 総務主任が防災本部長の役割を担い、教務主任が防災管理者の役割を担う。

V 高校入試における災害のための危機対応マニュアル

1 検査前の注意

朝の点呼時に、受検者全員に避難経路図を配布し、避難の概要について指示する。

2 検査中の地震対応

(1) 発生時の対応

ア 監督者(面接委員、控室・誘導係)

身の危険を感じる強い地震が発生した場合は、受検生に、机の下にもぐり机の脚をもつように指示する。

- (ア) 出入り口を開放するなど避難口を確保する。
- (イ) 受検生の動揺を抑え、負傷の有無や程度、教室及びその周辺の被害状況、転倒、落下の危険性等を確認する。
- (ウ) 受検生の不安を増大させないように、その場を離れない。

イ 監督者(面接委員、控室・誘導係)以外の実施委員

- (ア) 分担して検査室に急行し、監督者から生徒の状況を聞き取り、本部に報告する。
- (イ) 避難経路や避難場所の安全性、校舎の被害状況等を確認して実施委員長に報告する。
- (ウ) 負傷者がある場合、養護教諭等と連携して応急処置に当たる。

ウ 本部職員

- (ア) 地震が発生した時刻及び終息した時刻を確認する。中断した場合は、その時刻を把握する。

エ 実施委員長

- (ア) 検査の継続、時間の延長等を判断し、実施委員に指示する。
- (イ) 状況を正確に把握し、負傷者の救護や避難の方法を決定する。
- (ウ) テレビやラジオ等で地域における被害状況を把握する。

(2) 避難

ア 実施委員長

- (ア) 揺れが収まり、避難経路及び避難場所での安全が確保できた後、実施委員や受検生に校内放送等で避難の指示を行う。

イ 監督者(面接委員、控室・誘導係)

(ア) 指示に従い、生徒の避難を開始する。「押さない、走らない、しゃべらない」等、落ち着いて行動するよう指導する。

(イ) 学力検査時には、可能であれば、監督者の一人が問題用紙、回答用紙をする。

ウ 監督者（面接委員、控室・誘導係）以外の実施委員

(ア) 避難経路において、誘導と安全確保に努める。

(3) 避難場所での対応

ア 実施委員は、名簿により人員確認及び負傷者の状況確認を速やかに行い、実施委員長に報告する。

イ 実施委員長は、受検生や実施委員の負傷の程度に応じて、速やかに救急車を要請するとともに、養護教諭等による救護班を組織し対応を指示する。

ウ 受検生が負傷した場合は、中学校長に連絡する。

(4) 事後の対応

ア 実施委員長は、学校の状況を教育委員会に報告し、必要があれば支援要請を行う。

イ 施設設備の点検を行い、安全を確認し、必要に応じて立ち入り禁止等の措置を行う。

ウ 受検生の帰路の安全確認や交通機関の運行状況を確認する。

エ 受検生の帰路について、安全の確認が取れない場合は、中学校や保護者との連絡が取れるまで学校に待機させる。

3 検査中の火災発生対応

(1) 発生時の対応及び避難誘導

ア 実施委員長

(ア) 消防署に通報する。

(イ) 最も安全な、避難経路及び避難場所を決定し、校内放送等で避難を指示する。

イ 監督者（面接委員、控室・誘導係）

(ア) 避難に当たっては、「押さない、走らない、しゃべらない」等、落ち着いて行動するよう指導する。

(イ) 学力検査時は、問題用紙を机上に置き、避難経路に従い避難させる。

ウ 監督者（面接委員、控室・誘導係）以外の教職員

(ア) 避難経路において、誘導と安全確保に努める。

(2) 避難場所での対応

ア 実施委員は、名簿により人員確認及び負傷者の状況確認を速やかに行い、実施委員長に報告する。

イ 実施委員長は、受検生や実施委員に負傷者がある場合は速やかに救急車を要請するとともに、養護教諭等による救護班を組織し対応を指示する。

ウ 受検生が負傷した場合は、中学校長に連絡する。

(3) 事後の対応

ア 実施委員長は、学校の状況を教育委員会に報告し、事後処理について指示を仰ぐと共に、必要があれば支援要請を行う。

VI 不審者対応

1 不審者侵入の予防

来校者については、次のように対応する。

(1) 事務室

ア 立て札による案内・指示を行い、受付や入り口を明示する。

イ 来校者は、事務室経由で校舎に立ち入ることとし、企業名・氏名を確認する。

ウ 入校証を渡す。

(2) 副校長

ア 職員室で来校者にあいさつをし、企業名・氏名の確認をする。

2 不審者侵入の場合

(1) 不審者発見者

ア 不審者の状況に応じて、周辺に危険を知らせるとともに、その場に居合わせた生徒を危険のない方向へ誘導する。

イ 刃物等凶器を持った不審者と対峙する場合は、生徒と教職員の身を守るため、さすまた、ぼうき、モップ、椅子など身近にある物を活用して防御し、応援が到着するまでの時間を確保する。(さすまたは、職員室、職員玄関に設置。)

(2) 管理職

ア 状況に応じ、全教職員に情報が伝わるような伝達方法を考え、生徒の危険回避について指示する。

イ 警察への出動を要請する。

ウ 負傷者が発生した場合には、119番通報をする。

(3) 養護教諭

ア 万が一の事を考え、応急手当等の準備をする。

イ 負傷者が発生した場合には、救急車が到着するまでの間、必要な応急手当をする。

(4) その他の教職員

ア 生徒の動揺を抑え、全校生徒を安全な場所に避難させる。

イ さすまた等を持参し、応援に向かう。

3 危機終息後の対応

(1) 担任等

ア 関係機関と連携しながら、生徒たちの心のケアを行う。

(2) 教育相談課職員

ア 担任と連携しながら生徒たちの心のケアを行う。

(3) 養護教諭

ア 担任と連携しながら生徒たちの心のケアを行う。

イ 日本スポーツ振興センターの手続きを行う。

(4) 管理職

ア 関係職員とともに負傷した生徒を見舞うとともに、日本スポーツ振興センターの手続き給付等について説明する。

イ 状況を教育委員会に報告する。

- ウ 事故調査の記録を作成し、事故発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について、教職員の共通理解を得る。
- エ その後の対応を検討し、再発防止に努める。

Ⅶ 弾道ミサイル発射対応について

1 避難行動

- (1) Jアラートにより緊急避難情報が発信された場合、教職員及び生徒は、Jアラートの内容を確認の上、状況に応じて直ちに、次の①～③の行動をとる。
 - ① 近くの建物の中、または地下などに避難する。
 - ② 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せ頭を守る。
 - ③ できれば窓がない部分に移動する。無理な場合はできるだけ窓から離れる。
教職員及び生徒は、Jアラートにより避難指示が解除（弾道ミサイルの通過または領海外の海域への落下等が発信）されるまで、上記①～③の行動を継続する。
- (2) 近くにミサイルが落下した場合は、次の①、②の避難行動をとる。
 - ① 屋外にいる場合は、目と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内に避難する。
 - ② 屋内にいる場合は、換気扇を止め窓を閉め、目張りをして屋内を密閉する。

2 情報伝達、緊急メールについて

- (1) 上記1によって、職員・生徒の自宅待機や出勤・登校制限等の措置を講じる場合は、マチコミメールによって、職員・生徒・保護者に配信する。
- (2) マチコミメールの配信に係る手続きは以下のとおりとする。

校長・副校長がJアラートを受信

↓

職員・生徒の自宅待機、出勤・登校制限等の措置を要する場合、副校長から校長にマチコミメール配信に係る口頭起案

↓

校長が口頭決裁 → 決裁内容を副校長から事務長に連絡

↓

副校長から情報管理担当にマチコミメール配信を指示

↓

情報管理担当がマチコミメールを配信

※配信の文例

- ・本日は、通常通り登校してください。
- ・本日は、休校とします。すでに登校途中の場合は、安全に気を付けて自宅に帰ってください。

VIII クマ出没への対応

1 未然防止対策

- (1) クマが近づかないよう、草刈りなどの環境整備を十分に行う。
- (2) 過去にクマの出没情報があった地域等を周知し、注意喚起を促す。
- (3) クマよけの鈴などの音の出る物や撃退スプレーなど、学校で準備を行う。
- (4) クマの習性や遭遇時の対処方法について、生徒に指導を行う。
- (5) 学校付近でクマの目撃情報等があった場合は、朝夕の時間帯はクマが活発に行動する時間帯のため、生徒に特に気をつけるよう注意を促す。
- (6) 学校付近や通学路に近い場所で、クマの出没情報等があった場合、速やかに生徒や保護者へ連絡する。

2 学校にクマが出没した場合

- (1) クマを発見した者は、速やかに事務室に連絡し、全職員協力のもと、校舎の1階を施錠し、生徒・職員の安全を確保する。
- (2) 事務室は警察署に連絡し、指示・協力を要請する。
- (3) クマが校舎内に侵入した場合は、安全確保を優先し、可能な場合は撃退スプレーを用いて撃退を試みる。
- (3) 養護教諭は、万が一の事を考え、応急手当等の準備をする。負傷者が発生した場合には、救急車が到着するまでの間、必要な応急手当をする。
- (4) クマが去ったのが確認できた後、しばらくの間校舎の施錠は維持し、安全が確認されたのち、通常通りの活動を始める。

IX 校外活動（修学旅行等）における危機管理マニュアル

1 事前準備

- (1) 校外活動を行う場合は、事前に現地の状況や気象情報などを十分に把握すること。悪天候などで活動を変更または中止する場合を想定し、事前に代案を決めておくとともに、活動中も気象情報に配慮すること。
- (2) 計画にあたっては、旅行業者、校外活動場所との打ち合わせを綿密に行い、無理のない計画を立てること。
- (3) 引率教員は、校長、副校長、事務長と協議し、安全な活動を実行するために必要十分な人員を配置することとし、引率責任者を明確にすること。
- (4) 校外活動期間中に対する保険加入の確認、保証の内容等を確認し、保護者にも周知すること。
- (5) 交通手段（バスなど）、訪問先、活動場所等が安全が確保されていることを確認すること
- (6) 病気、事故等が発生したときの連絡先、保険への加入について確認しておくこと。
- (7) 緊急時の連絡体制を整備し、確実に機能するかを事前に確認すること。
- (8) 生徒に対しては、事前に次のことについて、指導を徹底すること。
 - ① 目的の徹底
 - ② バス、列車等の利用時のマナーの徹底
 - ③ 集団行動でのルールへの遵守、安全指導の徹底
 - ④ 貴重品の管理の徹底
 - ⑤ 新型コロナウイルス等感染防止対策
- (9) アレルギー、持病については、事前に調査を行い、確実に家庭から情報を得ること。また、旅行業社、宿泊先と情報共有し、対応を確認すること。
- (10) 障害のある生徒が参加する場合には、伝達方法の整備や避難経路・避難体制の整備など、障害のある生徒の特性に応じた策を講じること。
- (11) 災害発生時の避難経路・避難場所、情報収集手段等について確認し、全引率教員間で共通認識とすること。

2 活動中について

- (1) 活動中は、生徒の行動を把握し、安全確保に努めること。
- (2) 引率者から離れて活動する場合（修学旅行の班別研修など）には、引率者への連絡手段を周知し、定期的に連絡を取るよう指導すること。
- (3) 気象情報等の収集に努め、安全に活動できない場合は、中止または延期の措置をとること。
- (4) 就寝時間、起床時間の徹底し、十分な睡眠時間を確保するなど、体調管理をしっかりとすること。
- (5) 危機発生時の場合、次のように対応すること。
 - ① 状況把握
教職員は、負傷者の数や状況を把握するとともに、生徒が混乱しないよう落ち着かせる。
 - ② 救急（応急）措置
 - ・ 救急車が到着するまで、教職員は、負傷者に応急処置を行う。その際、必要に応じて周囲の人たちにも協力を求める。

- ・ 救急車が負傷者を医療機関に搬送する際は、教職員（複数）も同行し、負傷者の状況等について校長と連絡を取る。
- ・ 教職員は、他の負傷者の応急処置を行うとともに、精神的に動揺している生徒に声をかけるなど不安を取り除くことに努める。
- ・ 他の生徒を宿舎に連れ戻り、事故の状況や今後の対応等について説明し、生徒の動揺を抑えることに努める。また、事故現場の教員との連絡体制を整える。
- ・ 学校に対して事故の発生状況等について連絡を行う。

③ 関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

消防（119番）－ 救急車の要請を行う。救急車には、隊員の許可を得て、その指示に従って教職員が同乗し、状況説明を行う。

医療機関－ 負傷者の治療のため、医師に状況説明を行う。

警察（110番）－ 校長は、状況に応じて事故が発生したことを連絡する。

保護者－ 負傷した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話は混乱のもと）を伝える。

教育委員会－ 校長は、事故の概要を速やかに所管する教育委員会に報告し、後日、文書で提出する。

④ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 負傷者の搬送先や状況等、収集した情報は逐次、校長に伝わるよう連絡体制を確立のうえ、情報を正確に把握し記録する。
- ・ 関係機関や報道機関等、外部へ情報を提供する場合は、引率責任者（校長）に窓口を一本化し、混乱を避ける。

⑤ 学校の対応

- ・ 連絡を受けた学校では、関係機関に対する対応の窓口は一本化（副校長）し、所管する教育委員会や負傷した生徒の家庭に事故の状況等（事実のみ、見込みの話は混乱のもと）を連絡する。
- ・ 緊急の職員会議を開催し、事故の状況等について確認、応援職員や家族の現地への派遣の必要性等について協議する。
- ・ 必要に応じて、PTA役員会や学年PTAを開催するなど、保護者の不安・動揺を静める。

⑥ その他

宿泊先に戻った教職員は、事故のその後の状況等を確認しながら、旅行日程の変更等について協議する。

（6）アレルギー発生時には、次のように対応する。

① 応急措置

- ・ アレルギー症状を認めたり、原因食物を食べたりした等の場合には、発見者は、生徒等から目を離さないで、助けを呼び、人を集める。
- ・ 集まった人にエピペン®とAED等を持ってくるように指示する。
- ・ 緊急性が高いアレルギー症状があると判断した場合
 - ただちにエピペン®を使用する
 - 救急車を要請する
 - その場で安静にする

② 状況把握

- ・アレルギー症状の原因となる食品等がなかったか確認する。

③ 関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

消防(119番) - 救急車の要請を行う。救急車には、隊員の許可を得て、その指示により教職員が同乗し、状況説明を行う。

医療機関 - 付き添った職員は発症した児童の治療のため、医師に状況説明を行う。

保護者 - 発症した児童の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ(見込みの話は混乱のもと)を伝える。

教育委員会 - 校長は、事故の概要を速やかに所管する教育委員会に報告し、後日、文書で提出する。

④ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)

- ・校長は、児童の健康状態や誤食の状況等の収集に努め、的確な対応を図る。
- ・関係機関、報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

⑤危機の予防対策

- ・学校生活管理指導表を用いて、学校、保護者、調理場と連携を図り、全教職員で情報共有し、実際の取組につなげていく。
- ・保護者、関係職員等は、詳細献立等を活用し、事前に対応を共有の徹底を図る。
- ・食物アレルギーの既往症がなく発症することもあることから、全教職員がアレルギー疾患やアナフィラキシーの正しい知識を持ち、緊急時に備えて校内全体で定期的な研修と訓練を継続する。